



「部落差別の解消の推進に関する法律」 が施行されました 平成28年(2016年)12月16日施行

法律の要点・意義

- 「部落差別」を初めて法律に表記
- 部落差別は「社会悪」として再認識
- 国及び地方公共団体の責務を明文化
- 罰則規定はなく理念法
- 時限立法ではなく恒久法
- 差別解消を阻害してきた問題点の反省と新たな差別を生みださない努力を明記

●なぜ、今必要だったのでしょうか？

同和対策事業特別措置法関連事業が終了して15年経過しました。しかし、その後も不動産売買や結婚・就職の際に不正に戸籍・住民票を取得する差別事件が起きています。また、インターネット上での悪質な情報を掲載する差別事件も発生しています。

他にも差別投書・落書き・電話、就職(職場内)差別事件、結婚差別にかかわる事件、えせ同和行為事件などが起きています。

同和問題及び部落差別の課題は、今なお解消されていません。

●「同和問題」から「部落差別の解消」へ変わりました。

「国民はみんな仲良く、ひとつに」を意味する「同和」の語句が法律用語・行政用語として、今までは使われてきました。しかし、今回、定められた法律では、部落差別が今もなお現実に存在するために、「部落差別」の歴史的表現を用いて部落差別の解消の推進を方向付けました。

●部落差別の解消の推進はどのようにして？

- ▶ 法律に規定された国及び地方公共団体の責務
〔情報の提供・指導及び助言・地域に応じた施策〕
 - ① 相談体制の充実
 - ② 教育及び啓発
 - ③ 部落差別の実態に係る調査
- ▶ 県民一人ひとりが差別をなくす実践者として
 - ① 半世紀以上培った同和教育の成果と課題の検証
 - ② 課題克服に向けた人権教育の創造と学び
 - ③ 開かれたコミュニティの形成を図るまちづくり

〔参照：長野県人権政策推進基本方針（平成22年）〕



「どこで生まれてもみんなおなじ」〔長野美術専門学校 校生作品〕
同和問題について考えよう 人権ポスターデザインプロジェクト

部落差別の解消の推進に関する法律

(平成28年法律第109号) 平成28年12月16日公布・同日施行

《目的》

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

《基本理念》

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

《国及び地方公共団体の責務》

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

《相談体制の充実》

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

《教育及び啓発》

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

《部落差別の実態に係る調査》

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

人権啓発活動レポート

長野県では、一人ひとりの個性や多様性を尊重し、すべての人が互いに支え合いながら共に生きる「人権が尊重される長野県」をめざし、様々な広報啓発活動を実施しています。

人権啓発センターの企画展開催報告

《テーマ：満州開拓（満蒙開拓）と人権》

平成29年7月29日(土)から8月12日(土)まで15日間にわたって開催しました。

開催趣旨は、敗戦72年後の今なお、満州開拓の筆舌に尽くし難い苦難の道のりを思い起こし人権課題の視点で考えていただきたいと企画しました。入館者144名でした。

【主な展示内容】

- ① 人権啓発センター関係パネル3枚[満州開拓・残留邦人・帰国者支援]
- ② 満蒙開拓平和記念館掲示用パネル13枚(満蒙開拓平和記念館)
- ③ 戦時下のプロパガンダ(広報宣伝)ポスター 10枚(阿智村教育委員会)
- ④ DVD上映①「満蒙開拓の真実」②「満蒙開拓の歴史の語り部」(満蒙開拓平和記念館)
- ⑤ 満州開拓の関係新聞記事(掲示承認)「女性たちの『満州』開拓史」(毎日新聞長野支局)等
- ⑥ 「満州開拓と人権」に関するギャラリートーク(期間中2回)
- ⑦ 展示した関係資料
 - 満州に移民した人たち(各団別名簿Ⅰ & Ⅱ)県内33,928名(県立歴史館)
 - 平成24年度長野県立歴史館春季企画展リーフレット「満州移民」(同上)
 - 「果てなく黄色い花咲く丘が」第十次東策倫河埴科郡開拓団の記録(個人所有)
 - 「終戦70周年満州移民受難者慰霊法要」～高社郷開拓団の悲劇を語り継ぐ為に～(同上)



(ギャラリートーク)

【入館者のご意見】

- DVD「満蒙開拓の真実」がとても分かり易くよかったです。記念館に行ってみたいです。
- 満州開拓に関わる人権について、自身が反省させられました。風化させないためにも、この現実の悲劇はだれでも知るべきでしょうし、今後も、語り継ぐことが大切であると思います。

県内プロスポーツ4チーム連携 人権啓発活動

7月の「人権について考える強調月間」にあわせ、人権大使がモデルの人権啓発テレビコマーシャルを放映しました。



県内プロスポーツ4チーム(信濃グランセローズ、松本山雅FC、AC長野パルセイロ、信州ブレイブウォリアーズ)と連携し、ホームゲームでの啓発や人権スポーツ教室などの人権啓発活動を実施しています。



(信濃グランセローズ)



(松本山雅FC)



(AC長野パルセイロ)



(信州ブレイブウォリアーズ)

人権啓発センターをご利用ください

館内見学・学習会を行います

社会人及び小・中学生を対象とした人権学習会や親子での「ふれあい学習会」を行っています。見学ワークシートや人権啓発DVDなどを活用したお話や障がいのある方や高齢者、妊婦の方の立場を理解するための体験キットを取り入れた学習会など分かりやすく学べますので、ご利用ください。



見学ワークシートによる学習風景



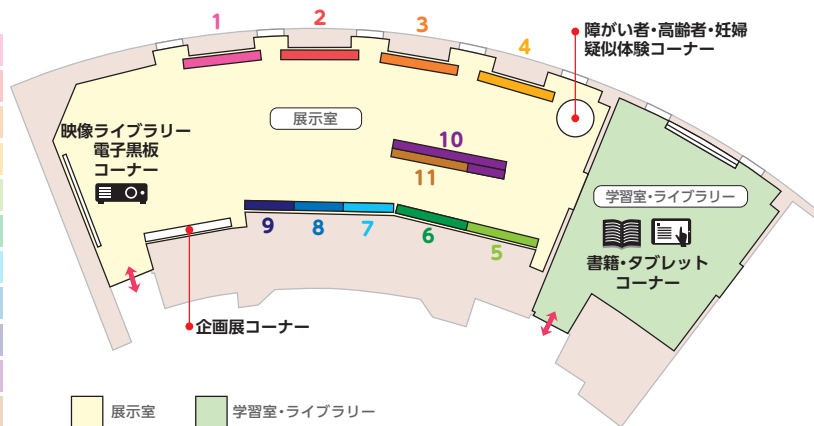
「学習会の様子」

人権学習会へ講師を派遣します

公民館、学校、企業・職場等で人権学習会を開催する場合に、センターの相談員が講師をいたします。県内どこへでも無料で出向きますので、ご利用ください。

パネル展示テーマ

- 1 同和問題
- 2 外国人
- 3 女性
- 4 子ども
- 5 高齢者
- 6 障がい者
- 7 HIV感染者・ハンセン病元患者等
- 8 犯罪被害者等
- 9 中国帰国者等
- 10 様々な人権課題
- 11 インターネットによる人権侵害



人権相談

困りごと、悩みごとなど一人で悩まないで相談してください。電話相談・来所相談を行っています。

相談は無料、秘密は固く守られますので、安心して相談が受けられます。

相談専用電話
026-274-3232



【問い合わせ・申込み先】

長野県人権啓発センター

〒387-0007 千曲市屋代260-6 長野県立歴史館内
TEL 026-274-2306 / 026-274-3232 (人権相談専用電話)
FAX 026-274-2309

- ◆開館時間……午前9時～午後5時(ただし入館は午後4時30分まで)
12月～2月 午前9時～午後4時(ただし入館は午後3時30分まで)
- ◆休館日……毎週月曜日(祝日、振替休日にあたる場合は火曜日)
祝日の翌日(日曜日にあたる場合は開館)
年末年始等センターの定める日
- ◆入館料……無料
- ◆交通案内……しなの鉄道 屋代駅、屋代高校前駅から徒歩25分
長電バス停 「屋代高校前」又は「屋代高見町」から徒歩約20分
高速[上信越道]バス停 「屋代」から徒歩約3分
長野自動車道・上信越自動車道 更埴I.Cから車で5分



人権啓発DVD、展示パネルの貸出も行っています。